



海外の証券口座で資産運用する場合

第 310 回

江橋さん：みらい先生、お久しぶりです。実は今年の 6 月をもって 5 年にわたるタイ子会社への赴任が終了します。新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）ではどうなることかと思いましたが、現地法人は順調に事業を拡大中です。

みらい：それはよかったですね。随分久しぶりですがお元気でしたか？赴任されてからあっという間に 5 年もたったのですね。本帰国が楽しみです。

江橋さん：はい、現地での生活も楽しみましたが、日本へ帰るのも楽しみです。ところで今日は帰国後の日本での納税についてご相談があって伺いました。赴任期間中にシンガポールに証券口座を開いて資産運用を始めたのですが、この口座を通した株式の譲渡益や受取配当金は日本で申告しなければならないのでしょうか？

みらい：日本の証券会社の特定口座を利用して源泉徴収されている場合には確定申告する必要はありませんが、海外の証券口座を通した取引ですので、帰国後に受け取る譲渡益や配当といった給与所得以外の所得の合計が 20 万円を超える場合には翌年の 3 月 15 日までに確定申告が必要です。海外でも証券口座を通していけば日本での申告は不要、と誤解しやすいので注意してくださいね。

江橋さん：確定申告ですか。所得や税金の計算はややこしいし、申告書を出しに行ったり税金を払いに行ったりするのも面倒ですね。

みらい：最近は確定申告も電子申告と納税が随分やりやすくなりましたよ。国税庁のウェブサイトにある確定申告作成コーナーで金額を入力していけば自動で計算されますし、一気に作成しなくても、作成途中のものを保存する機能もあるので、すき間時間を使って何回かに分けて作成することができます。それから、スマートフォンの多くはマイナンバーカードの読み取

り機能がありますので、マイナンバーカードとスマートフォンがあれば電子申告ができますし、納税も口座振替のほか、インターネットバンキング、クレジットカード、スマホアプリでもできます。税務署や銀行に行かずに自宅に居ながらにして、時間帶も気にせず申告と納税ができるようになっていきますよ。

江橋さん：そうですか。それなら何とかできそうです。本帰国したらマイナンバーカードを再交付してもらおうことにします。

みらい：そうですね。ちなみに、海外の証券口座のことだからと申告しなかったとしても、日本の国税庁はシンガポールから江橋さんの証券口座の情報提供を受けて把握していますから注意してくださいね。

江橋さん：それはどういうことなのですか？

みらい：日本は 100 以上の国や地域が参加する共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）という制度に参加して非居住者の金融口座情報を自動的に交換